

令和 6 年 12 月 6 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

（公印省略）

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について

医療機関等における食材料費及び光熱費等の物価高騰に対する財政支援については、本会より国等に対し、要望を行ってまいりました。

その結果、今般の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者を支える観点から、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

今般、厚生労働省医政局より、別添の通り、事務連絡「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）」及び「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）」が各都道府県・市区町村衛生主管部（局）宛に発出された旨、情報提供と周知依頼がございました。

食材料費関係については「各都道府県において、確実にご対応いただきたい支援事業の標準の考え方」（令和 6 年 10 月の「食料」の消費者物価指数が、入院時の食費の基準が 490 円に引き上げられた令和 6 年 6 月比で 3.5%の上昇となっていることなどを踏まえた補助額の設定）が示されております。

光熱費等については「各都道府県において、ご対応頂きたい優良な活用事例」が示されるとともに、光熱費以外に高騰している経費への支援も可能とされております。

貴会におかれましても本件についてご了知をいただき、各地方公共団体において本交付金を活用した支援事業を立ち上げ予算化していただくため、地方公共団体との調整・協議を早急に行っていただきますとともに、貴会管下郡市区等医師会への周知・連携につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）（令和6年12月5日 厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課）
- ・医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）（令和6年12月5日 厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課、歯科保健課）

（別添）

- ・「重点支援地方交付金の追加」（令和6年11月29日 内閣府地方創生推進室）

事務連絡
令和6年12月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

（別添ご参照）

また、経済対策においては、食料品価格の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金による緊急かつ確実に、そして統一性をもった支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市区町村衛生主管部（局）あてに別紙の事務連絡を発出し、食材料費の高騰に対する支援に関し、各都道府県において、確実にご対応いただきたい支援事業の標準の考え方を示した上で、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応をいただくようお願いしたところです。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いします。

事務連絡
令和6年12月5日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

（別添ご参照）

また、経済対策においては、食料品価格の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金による緊急かつ確実に、そして統一性をもった支援につなげたいと考えております。

このため、食材料費の高騰に対する支援に関し、各都道府県において、確実にご対応いただきたい支援事業の標準の考え方について、下記のとおりお示ししますので、市町村等ともご協力いただきつつ、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応をいただきますようお願い申し上げます。

今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思っております。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和6年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

記

○ 医療機関（保険医療機関に限る。）への食材料費の高騰に対する支援事業（対象施設と支援額）について

本支援事業は、令和6年度診療報酬改定において入院時の食費の基準が令和6年6月から490円（30円の引き上げ）とされましたが、依然として食材料費が高騰している現状を踏まえ、医療機関を支援するためのものです。

事業の実施に当たっては、令和6年10月の「食料」の消費者物価指数が、入院時の食費の基準が490円に引き上げられた令和6年6月比で3.5%の上昇となっていることなど、足下の状況を踏まえた適切な補助額の設定をお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線 2672、2620、2609

事務連絡
令和6年12月5日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局歯科保健課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。（別添ご参照）

また、経済対策においては、光熱費等の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金により各自治体において一定水準を保ちつつ、緊急かつ確実に支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市区町村衛生主管部（局）あてに別紙の事務連絡を発出し、各都道府県において、ご対応いただきたい優良な活用事例を示した上で、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応を検討いただくようお願いしたところで

す。
貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いします。

事務連絡
令和6年12月5日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局歯科保健課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。（別添ご参照）

また、経済対策においては、光熱費等の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金により各自自治体において一定水準を保ちつつ、緊急かつ確実に支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県において、ご対応いただきたい優良な活用事例として、下記のとおりお示ししますので、市町村等ともご協力いただきつつ、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応を検討いただきますようお願い申し上げます。

今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思っております。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和6年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

記

○ 医療機関に対する光熱費等高騰への支援事業（対象施設と支援額）について

(1) 以下の表のとおり、令和5年11月の重点支援地方交付金の積増し等を受けて各都道府県が実施した光熱費等高騰への支援事業の補助額の実績をまとめました。具体的な補助額の設定に当たっては、以下の表をご参照いただき、医療機関における光熱費等の高騰状況を適切に反映した額としてご検討いただくようお願いいたします。

	中央値	上位 25%	最大値
病院 ※1	380万円	608万円	2600万円※2
(1病床当たり)	(1.9万円)	(3.04万円)	(13.0万円)
有床診療所 ※1	25万円	35.8万円	130万円※2
(1病床当たり)	(2.5万円)	(3.58万円)	(13.0万円)
無床診療所 (歯科診療所を含む)	6.8万円	10万円	24万円

※1 病院については200床規模で各都道府県の単価より試算したものを。

有床診療所については10床規模で各都道府県の単価より試算したものを。

※2 光熱費以外に診療材料費、消耗品費等への支援を含んでいます。

※3 支援策の検討に当たっては、例えば、医療機能に応じた加算や特別高圧受電契約である医療機関への加算、光熱費以外に高騰を受けている経費（委託費等）への支援、歯科技工所や訪問看護ステーション等への措置など、地域の実情に応じた内容となるようご検討をお願いします。

※4 参考までに、上記の補助額の実績を、一月あたりの補助額に推計した実績についても以下の表の通りお示しますので、ご活用下さい。

	中央値	上位 25%	最大値
病院 ※1	55.4万円	67.3万円	1300万円※2
(1病床当たり)	(2.77千円)	(3.365千円)	(6.5万円)
有床診療所 ※1	3.3万円	5万円	65万円※2
(1病床当たり)	(3.3千円)	(5千円)	(6.5千円)
無床診療所 (歯科診療所を含む)	0.8万円	1.7万円	10万円

(2) 以下のとおり、優良な活用事例をお示します。

自治体A 病院・有床診療所：50万+3万/床（300床以上は100万+3万/床）、
無床診療所：20万、歯科技工所10万、施術所5万

自治体B 病院 (200 床以上) : 70 万+6 万/床 (200 床未満は 50 万+4.5 万/床、
100 床未満は 35 万+3.5 万/床)、有床診療所 : 25 万+2.5 万/床、
無床診療所 : 20 万、歯科技工所・助産所・薬局 : 7 万

自治体C 特別高圧契約施設 : 5 万/床
特別高圧契約以外の施設 : 病院 2.35 万/床、有床診療所 5 万+1.85
万/床、無床診療所・助産所 : 5 万、施術所 3 万

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話 : 03-5253-1111 内線 2672、2620、2609

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(I及びIIの合計)

I. 低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯あたり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

II. 推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援	事業者支援
① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。	⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。	⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
③ 消費下支え等を通じた生活者支援 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援	⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると思われるものについては、実施計画に記載して申請可能。
 ※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。